

○宮崎大学研究科委員会規程

平成27年3月26日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則（以下「基本規則」という。）第49条第3項の規定に基づき、各研究科委員会の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、当該研究科の授業又は研究指導担当の教員のうち、当該研究科が定める者をもって組織する。

2 前項に定める者のほか、学長が認めた場合、当該研究科の定めるところにより、当該研究科以外の組織の者を加えることができる。

(議長)

第3条 研究科委員会に議長を置き、当該研究科長をもって充てる。

2 議長は、研究科委員会を主宰する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 研究科委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(準用)

第5条 研究科委員会に関し必要な事項は、前条までの規定によるもののほか、基本規則第48条第3項及び宮崎大学教授会規程第3条の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「卒業」とあるのは「修了」と、「教員の採用のための選考」とあるのは「教員の採用又は研究科を担当する教員の選考」と、「学部」とあるのは「研究科」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、当該研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。